

歯科の保険医療機関の皆様へ

歯科の診療報酬の請求は、平成23年4月診療分から原則、電子レセプトによる請求となります。

平成21年11月に行われた請求省令の改正により、費用の請求は、電子レセプト請求（光ディスク等を用いた請求又はオンライン請求）によるものとなりました。経過措置（裏面最下部）の期間後は、電子レセプト請求を行う必要があります。

ただし、次のⅠ又はⅡに該当する場合は、電子レセプト請求が免除又は猶予となります。免除又は猶予を受けるためには、届出の必要があります。受付は既に開始していますので、該当する場合は審査支払機関（支払基金及び国保連の両方）に早めに提出をお願い致します。

【免除・猶予届】支払基金ホームページ（<http://www.ssk.or.jp>）、国保中央会ホームページ（<http://www.kokuho.or.jp>）からダウンロードできます。支払基金・国保連の各支部にも備え付けています。

電子レセプト請求

平成23年4月に向けて準備をお願いします。また、届出等については審査支払機関にご相談下さい。

【Ⅰ 免除該当】

① レセコン未使用（手書き）

様式第1号  
（手書き免除届）

レセコン未使用（手書き）の保険医療機関は、審査支払機関（支払基金及び国保連）に免除届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が免除となり、書面による請求を行うことができます。ただし、電子レセプト請求を行うことができるように努めることとされています。

対象保険医療機関	免除届提出期限
歯科病院・診療所	平成22年12月31日

注 レセコンを使用している保険医療機関も届出を行い、手書きレセプトに移行することもできます。

様式第5号  
書面請求（新規）免除届

② 常勤の保険医が全員65歳以上  
〔病院及び既電子レセプト請求診療所を除く〕

様式第2号  
（65歳以上免除届）

レセコン（既電子レセプト請求を除く）使用又はレセコン未使用（手書き）の保険医療機関（病院を除く）で、常勤の保険医が基準日において全員65歳以上の場合は、審査支払機関に免除届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が免除となり、書面による請求を行うことができます。（下表の対象生年月日は請求省令に規定された「基準日」において65歳以上となる者です。）

対象保険医療機関	対象生年月日（基準日）	免除届提出期限
レセコン使用の歯科診療所	昭和21年4月2日以前に生まれた者 （平成23年4月1日）	平成22年12月31日
レセコン未使用（手書き）歯科診療所		

※ 65歳未満の者が常勤となった場合は、その者に係る登録情報を速やかに審査支払機関に届け出る必要があります。その場合、届出月及びその翌月に限り書面による請求を行うことができます。

様式第2号  
（65歳以上免除届）

## 【Ⅱ 猶予該当】

### ① レセコンの購入から5年(保守管理契約(延長含む)中)

～最長平成27年3月31日まで猶予～

様式第3号  
(購入・リース猶予届)

平成21年11月25日以前に購入したレセコンについて、減価償却期間である5年間を経過するまでの間(減価償却期間後であっても当該レセコンの保守管理契約中(平成21年11月26日以降の延長を含む)の間)は、審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。

対象保険医療機関	猶予期間	猶予届提出期限
歯科病院・診療所	購入した日から5年を経過した日(又は保守管理契約の終了の日)が属する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年12月31日

※ 猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となります。

### ② レセコンのリース契約(延長含む)中

～最長平成27年3月31日まで猶予～

様式第3号  
(購入・リース猶予届)

平成21年11月25日以前にレセコンをリース契約(平成21年11月26日以降の延長を含む)している場合は、審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。再リースによりリース契約を延長した場合は、届出が必要となります。

対象保険医療機関	猶予期間	猶予届提出期限
歯科病院・診療所	当該レセコンのリース契約終了日(延長契約の終了日)又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年12月31日

※ 猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となります。

### ③ 電子レセプトによる請求が特に困難な場合

様式第4号  
(個別事情猶予届)

下表の区分に該当する場合は、その旨をあらかじめ(原則、請求日の1ヶ月前に)審査支払機関に猶予届を提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。(1・2・5については、やむを得ない場合、書面による請求時の届出も可)

1 電気通信回線設備に障害が発生した場合
2 レセコンの販売又はリース業者との間で電子媒体による請求に係る契約を締結しているが、導入等に係る作業が完了していない場合
3 改築工事中又は臨時の施設で診療を行っている場合
4 廃止又は休止に関する計画を定めている場合
5 その他電子レセプト請求を行うことに、特に困難な事情がある場合

## 【経過措置】

レセコン使用の歯科病院・診療所については、平成23年4月1日以降から、前述のⅠ又はⅡの免除又は猶予に該当しない限り、電子レセプト請求を行う必要があります。

● ご不明な点がございましたら、審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金支部、国民健康保険団体連合会)にお問い合わせ下さい。

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室  
社会保険診療報酬支払基金  
国民健康保険中央会